六　請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［同上］

２・３　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十八項及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 7　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験、地域限定保育士試験（同法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験をいう。次号において同じ。）若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。	**附　則** 7　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。

六　請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［同上］

２・３　［同上］

8　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一・二　［略］

三　次に掲げる施設の保育士（当該施設が児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた

二　幼稚園教諭の二種免許状　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。

8　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一・二　［同上］

三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）